

新潟市介護予防訪問介護相当サービス(A2:独自)サービスコード表 ※令和3年4月サービス提供分から適用

サービスコード		サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回程度の利用が必要とされた者	4回以上	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割				39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回程度の利用が必要とされた者	8回以上	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割				77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	(事業対象者・)要支援2 ※週2回を超える程度の利用が必要とされた者	12回以上	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割				123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回程度の利用が必要とされた者	1～3回	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	268	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ				272		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	(事業対象者・)要支援2 ※週2回を超える程度の利用が必要とされた者	1～11回	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	287		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の10%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	事業対象者・要支援1・要支援2		特別地域加算	所定単位数の15%加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			特別地域加算		所定単位数の15%加算	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			特別地域加算		所定単位数の15%加算	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算			チ 初回加算		200単位加算	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ			リ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			リ 生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ			ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			ヌ 介護職員処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90% 加算			
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80% 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算			
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000 加算			

※「A28310 訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分」については、令和3年9月サービス提供分までは全ての場合において算定してください。

新潟市共生型介護予防訪問サービス(A2:独自)サービスコード表 ※令和3年4月サービス提供分から適用

①指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合(基本部分の単位数は介護予防訪問介護相当サービスの×70%)

サービスコード		サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目							
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回程度の利用が必要とされた者	4回以上	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)		823	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割					27	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回程度の利用が必要とされた者	8回以上	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)		1,644	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割					54	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	(事業対象者・)要支援2 ※週2回を超える程度の利用が必要とされた者	12回以上	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)		2,609	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割					86	1日につき
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ／2	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回程度の利用が必要とされた者	1～3回	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)		188	1回につき
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ／2	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回程度の利用が必要とされた者	1～7回	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)		190	
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ／2	(事業対象者・)要支援2 ※週2回を超える程度の利用が必要とされた者	1～11回	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)		201	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の10%減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	事業対象者・要支援1・要支援2		特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2			子 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2			リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ			又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ			ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分			新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000 加算	

※「A28310 訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分」については、令和3年9月サービス提供分までは全ての場合において算定してください。

新潟市共生型介護予防訪問サービス(A2:独自)サービスコード表 ※令和3年4月サービス提供分から適用

②指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合・指定重度訪問介護事業所が行う場合(基本部分の単位数は介護予防訪問介護相当サービスの×93%)

サービスコード		サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目							
A2	1131	訪問型独自サービスⅠ／3	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回程度の利用が必要とされた者	4回以上	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)		1,094	1月につき
A2	2131	訪問型独自サービスⅠ／3日割					36	1日につき
A2	1231	訪問型独自サービスⅡ／3	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回程度の利用が必要とされた者	8回以上	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)		2,185	1月につき
A2	2231	訪問型独自サービスⅡ／3日割					72	1日につき
A2	1341	訪問型独自サービスⅢ／3	(事業対象者・)要支援2 ※週2回を超える程度の利用が必要とされた者	12回以上	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)		3,466	1月につき
A2	2341	訪問型独自サービスⅢ／3日割					114	1日につき
A2	2431	訪問型独自サービスⅣ／3	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回程度の利用が必要とされた者	1～3回	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)		249	1回につき
A2	2531	訪問型独自サービスⅤ／3	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回程度の利用が必要とされた者	1～7回	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)		253	1回につき
A2	2641	訪問型独自サービスⅥ／3	(事業対象者・)要支援2 ※週2回を超える程度の利用が必要とされた者	1～11回	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)		267	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の10%減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	事業対象者・要支援1・要支援2		特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4021	訪問型独自サービス初回加算／3			子 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4023	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／3			リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4022	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／3				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ			又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ			ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分			新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000 加算	

※「A28310 訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分」については、令和3年9月サービス提供分までは全ての場合において算定してください。